

平成22年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第6号

---

平成22年6月18日(金曜日)午後2時00分 開 議

---

出席議員

1番	古橋智樹君	12番	和田正美君
2番	小松崎誠君	13番	藤井裕一君
3番	加固豊治君	14番	矢口栄造君
4番	古川誠一君	15番	桂木庸雄君
5番	井坂悦司君	16番	関利夫君
6番	佐藤文雄君	17番	圓城寺正道君
7番	中根光男君	18番	栗山千勝君
8番	鈴木良道君	19番	山内庄兵衛君
9番	石井幸雄君	20番	廣瀬義彰君
11番	矢口龍人君		

---

欠席議員

10番 小座野定信君

---

出席説明者

市長	坪井透君	環境経済部長	山口勝徑君
副市長	圓城寺和則君	土木部長	松澤徳三君
教育長	大竹三千代君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	塚野勇君	消防長	井坂沢守君
総務部長	山中修一君	教育部長	横瀬典生君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	仲川文男君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	中島邦之君

---

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

---

議事日程第6号

日程第 1 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて  
承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて  
議案第33号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正

する条例の制定について

議案第34号 かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第35号 かすみがうら市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第37号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第38号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第40号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）

議案第41号 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の取得について

日程第2 平成21年請願第7号 請願書八ッ場ダム中止問題について

平成21年請願第8号 請願書八ッ場ダム中止問題について

追加日程第1 議案第42号 下稲吉中学校校舎耐震補強工事請負契約の締結について

日程第3 閉会中の所管事務調査について

## 1. 本日の会議に付した事件

日程第1 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて

議案第33号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第34号 かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第35号 かすみがうら市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第37号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第38号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第40号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）

議案第41号 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の取得について

日程第2 平成21年請願第7号 請願書八ッ場ダム中止問題について

平成21年請願第8号 請願書八ッ場ダム中止問題について  
追加日程第1 議案第42号 下稻吉中学校校舎耐震補強工事請負契約の締結について  
日程第3 閉会中の所管事務調査について

---

開 議 午後2時00分

**○議長（桂木庸雄君）**

ただいまの出席議員数は19名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、10番 小座野定信議員より、所用による欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

---

**日程第1 承認第1号ないし議案第41号**

**○議長（桂木庸雄君）**

日程第1、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて及び承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて、議案第33号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ないし議案第41号 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の取得についてまでの11件を、かすみがうら市議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議題につきましては、各常任委員会にそれぞれ付託をしております。

これより、かすみがうら市議会会議規則第39条第1項の規定により、各常任委員会委員長の報告を求めます。

最初に、総務委員会委員長 鈴木良道君。

[総務委員会委員長 鈴木良道君登壇]

**○総務委員会委員長（鈴木良道君）**

総務委員会委員長報告を申し上げます。

かすみがうら市議会総務委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告をいたします。

本委員会は、平成22年6月8日に付託されました承認第1号、議案第33号ないし議案第37号、議案第40号、議案第41号について、6月8日に市長、各担当部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、承認第1号については全会一致で承認すべきものと決定し、また議案第33号ないし議案第37号、議案第40号、議案第41号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過並びに概要については、別紙委員会会議録のとおりでありますので、ごらんをいただきたいと思います。

以上で、総務委員会委員長報告を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

委員長報告が届いた時点で見させてもらいました。その中で、企画課長のほうから所管の内容について詳細に説明すると言うけれども、この点が全く見え出してこないんですね。ということは、これ私なりにいろいろ調査した結果、この件についてはシャトルバスの関係だと思っておりますよ、この会議録を見ますと。

私どもでいろいろ調査した結果、ちょっと不自然な点があるんですね。ということは、関鉄グリーンバス、これが一番安かったというようにこの報告書にはなっておるわけなんです、私なりにある企業の調査をしていただいたところ、1650万という見積書が出ていると思うんですが、そうするとこのシャトルバス、関鉄グリーンバスのほうは1858万3000円ということで、ちょっと不自然な点があるのですね。この会議録にはこれ載っていないけれども、執行部のほうでこの入札方法、随意契約だと思っておりますが、なぜ、私が調査した会社が一番安いのに、執行部から昨日報告いただいたところ一番高くなっているわけですね。1650万、それがきのう私が調査したら今度は1944万円なんですよ。これは随意契約だと思っておりますが、相見積もりしていると思うんですが、その内容について、これは会議録に載っていないので、執行部のほうでできれば説明願いたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

総務委員長 鈴木良道君。

○総務委員会委員長（鈴木良道君）

それでは、お答えをいたします。

ただいまの件につきましては、いろいろな方、3名ですか、方から質疑がございました。

なお、詳細につきましては、総務部長より答弁させます。

すみません、塚野室長より答弁させます。

○議長（桂木庸雄君）

それでは、補足説明をお願いします。

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

ただいま栗山議員さんからご指摘をいただきました。

今回、総務委員会をお願いいたしましたのは、議案第40号、一般会計補正予算の中で公共交通関係の経費でございます。今回、市からの負担金2118万8000円の予算化につきまして、総務委員会の中でご審議をいただいたところでございます。それらを受けまして、以前に議会の皆様方にご報告申し上げました内容につきまして、本年度から3カ年で新しい公共交通体系の実証運行を行います。その事業主体につきましては、市の公共交通会議で実施をするわけでございます。その市の公共交通会議の中で決定した内容について、ただいまご指摘をいただいたところでございます。

この公共交通会議につきましては、ただいまご指摘をいただきました市内の主要な事業者の方

にもメンバーとして参加をしていただいております。事業実施に際しまして、事業者から見積もりをいただきました。そういう中で、必要経費等の把握が十分でないと思われる項目が幾つかございまして、担当のほうで事業者から聞き取りをしながら事業経費、見積もり額の調整をしたわけでありまして。そういう中で、必要経費等を精査した結果、先ほど固有名詞が出ましたけれども、最終的に関鉄グリーンバスですか、そちらに決定をしたというような経過でございます。

これは、あくまで市の公共交通会議の中で十分議論し、内容を精査し、決定をしたところでございます。そのようなことをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

関鉄グリーンバスが1858万3000円、私の知っている人が1650万なんです。実際はバスだけで1400万の見積もり出ているの。停留所の看板を250万追加して1650万。そうすれば、この会社が一番安いんですね。見積書を提示してもらって、相見積もりなんでしょうから。どう見ても、やはり一番安いのはこの会社なんです。関鉄じゃないんです。そこはきちんと答弁してください。

○議長（桂木庸雄君）

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

ただいまのご指摘いただきましたけれども、先ほど説明いたしましたように、当初見積もりが出た時点では、必要経費全体の提出がなかったというようなことで、先ほども申しあげましたように、こういう経費につきましてはどうなんですか、かかるんですか、かからないんですかというようなことで、幾つかの項目について聞き取り調査をいたしました。その中で、事業者と協議した中で、じゃその部分につきましては必要経費として出したいというようなことで、最終的な見積もり額といいますか、につきましては高かったというようなことでございまして、今回一番低い事業者に決定した経過がございます。そのようなことでよろしく願いいたします。

[栗山議員「書類出してくださいよ。その説明はあれだったかもしれないけれども、1400万というのを出して、停留所の看板がないからそれを追加して行って250万追加している。そこのところをきちっと答弁してくださいよ」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

栗山千勝君、マイクで言ってもらわないと

○18番（栗山千勝君）

いや、そうでなくて、3回目じゃなくて答弁が悪いから聞いているんだ。

○議長（桂木庸雄君）

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

ただいま申しあげましたように、この事業主体につきましては、市の公共交通会議が主体になりますので、そちらの事務局のほうで整理をさせまして、資料として提示をしたいと思っております。

でよろしくお願ひいたします。

○議長（桂木庸雄君）

ほかにありませんか。

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

終わらないでほかにありますかというのではないでしょうがな。今聞いているんですよ。後というのではないはずですから。総務委員会の会議では、関鉄グリーンバスが一番安いって言っているんです。1650万と出したところが一番私は安いと思っています。何か欠格事項があつて、何かはねたか知らないですよ。だからそういう資料をきちんと出してもらつて、これ一番安いところを頼んだというんだからね。だから、つじつま話が合わないでしょうが。

○議長（桂木庸雄君）

それでは暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時13分

---

再 開 午後 2時26分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

先ほど来ご説明申し上げておりますけれども、今回、市の公共交通会議のほうで見積もりをとった内容でございます。5社にお願いをした中で、最終的に3社の見積もり徴取となったわけがあります。そういう中で、3社の見積もりの内容、項目を精査しましたところ、幾つかの事業者の中で必要経費等が積算されていなかったというようなこともありますので、個別に各事業者と聞き取り調査をしまして、最終的に必要経費として事業者と調整をしたことがございます。その中で、先ほどございましたように、ある1社の中で車両減価償却費として後から324万ほど追加しております。さらに、停留所経費、運行準備経費でございますが、220万ほど追加をしまして、最終的に全必要経費として計上をした内容でございます。

それらを踏まえまして、見積もりを提出いただきました3社のそれぞれの事業費を比較しましたところ、先ほど出ました一番最低のところは1858万3000円、さらにもう一社が1865万5000円、さらにご指摘の会社につきましては1944万というような数字が最終的に上がってまいりました。この見積もり額、さらには事業の運行の今後の対応、能力と申しますか、幾つかの項目を踏まえまして、市の公共交通会議の中で決定をしたところでございます。

よろしくお願ひいたします。

[栗山議員「議長、答弁は求めないから」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

はい。

○18番（栗山千勝君）

今、市長公室長のほうからる説明ございましたが、確かに減価償却費は含まれていませんというような見積もりです。これは車両2台を新車で買って3600万なんですよ。均等割にすれば幾らになるか。10年にした、10年で7年くらいだと思うんですが、これ減価償却ね。この会社では、見積書はもうはっきり1400万と打ち出しているの。後で資料を見せてもらいますが、これは職員がつくったものなんですよ。これは公正な入札方法じゃないし。職員が謝りに来ているんですよ、申しわけないって。

以上です。

**○議長（桂木庸雄君）**

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（桂木庸雄君）**

質疑なしと認めます。

次いで、文教厚生委員会委員長 石井幸雄君。

[文教厚生委員会委員長 石井幸雄君登壇]

**○文教厚生委員会委員長（石井幸雄君）**

文教厚生委員会報告をいたします。

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告申し上げます。

本委員会は、平成22年6月8日に付託されました議案第38号、議案第39号、議案第40号について、6月8日に委員会を開催し、教育長並びに各担当部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第38号、議案第39号、議案第40号の3議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

なお、審査の経過概要につきましては、別紙委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で、文教厚生委員会委員長報告を終わります。

**○議長（桂木庸雄君）**

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（桂木庸雄君）**

質疑なしと認めます。

次いで、産業建設委員会委員長 中根光男君。

[産業建設委員会委員長 中根光男君登壇]

**○産業建設委員会委員長（中根光男君）**

産業建設委員会委員長報告を行います。

平成22年かすみがうら市議会産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成22年6月8日に付託されました承認第2号 専決処分事項の承認を求めるこ

とについてを、6月8日に委員会を開催し、副市長及び担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果ですが、承認第2号は原案のとおり承認するものと決定いたしました。

審査の経過並びに概要については、別紙委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

17番 圓城寺正道君。

○17番（圓城寺正道君）

繰越明許というのはこれ、4月2日でもなるんですか、ならないんですかということを一言聞きたい。それだけです。

○議長（桂木庸雄君）

産業建設委員会委員長 中根光男君。

○産業建設委員会委員長（中根光男君）

内容につきましては、各委員からも質疑がありまして、報告書の内容に詳細に掲載してありますので、ごらんをいただきたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

17番 圓城寺正道君。

○17番（圓城寺正道君）

これは本当に、こちらが聞いた場合にはもう工事は完了したというわけで、これは確かめているんですね、やっぱりね。それで、今度はおくれたから修正して、そこを出したかわからないけれども、私は責任をとらないから、それでもよければ修正しましょうということ聞き及んでいる。名前は挙げませんが、そういうことであつたか、ないのか。修正はあつたか、ないのか。あと一つお聞きします。

○議長（桂木庸雄君）

産業建設委員会委員長 中根光男君。

○産業建設委員会委員長（中根光男君）

今の圓城寺議員さんの質問にお答えいたします。

やはり、今の内容につきましても、副市長からも詳細に答弁をしておりますし、その経過についても、審議内容もさらに検証していただきたいと思いますので、会議録のほうを再度ごらんになっていただきたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

ほかに質疑。

[「議長よ、私留保しているけど聞いてもいいかな。おれは留保してるの。おれは留保してんだよ、委員会。だから聞いてもいいかっておれは聞いているんだ」「所管」「所管じゃない、おれ留保してるんだもの」と呼ぶ者あり]



○議長（桂木庸雄君）

所管の委員からということになりますので、質疑を認めないといたしますので、ご了承願います。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

以上で、各常任委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについての討論を行います。

6番 佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、反対討論を行います。

年金から住民税が天引きされる制度が昨年10月から始まりました。開始を前に、役所からの通知を受けた年金生活者には怒りと不安が広がりました。住民税天引きの対象となるのは、個人住民税を納税する65歳以上の公的年金受給者。これまで住民税は、年4回に分けて役所や銀行に向いて納める普通徴収がとられておりました。しかし、昨年度10月から支給される年金から、勝手に天引き、いわゆる特別徴収ですが、これがされることになりました。2010年、ことしからは6回ありますが、いずれにしても、政府は住民税天引きについて、金融機関などに行く必要がなくなり、市町村において事務の効率化が見込まれるなどと説明して、高齢者の都合よりも役所の都合による一方的な制度の押しつけ、これを正当化しております。基本的には、市長の答弁も同じ内容でありました。

天引きの導入は08年4月、自民・公明の与党が衆議院本会議で3分の2の再議決を使って強行したものであります。ガソリン税などの暫定税率を復活させ10年間延長する法案と一緒に、地方税法を改定しました。日本共産党は反対いたしました。そのときは、民主党、社民党、国民新党は本会議を欠席、退席をしたという経過もあります。年金生活者にとっては、年金は生活費そのものであり、介護保険料、後期高齢者保険料に続き、住民税まで天引きするというのは、余りにも安易である、取りはぐれのないようにと考える為政者の意図がありありだという声が上がっております。

日本共産党は昨年の総選挙の政策で、介護保険料や10月から開始される住民税の年金からの特別徴収、天引きについては、天引きの強制をやめさせ、各人の希望で普通徴収に変更できるようにというふうにしております。一昨年の改定で年金からの個人住民税の所得割額の天引きが行われていますが、給与所得者については年金からの天引きが行われておりませんでした。今回の改定で、本人がいわゆる一般徴収、普通徴収を申請しなければ、給与所得から一括して天引きされるようになります。公的年金は何のためにあるのか。有無を言わせないで徴収するというやり方、受け取る年金は細るばかりであります。私は、事務の合理化と称して安易な公的年金からの天引きについては同意をできません。

以上、討論といたします。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより承認第1号の採決を行います。

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長の報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

よって、承認第1号は委員長の報告のとおり承認されました。

---

○議長（桂木庸雄君）

次いで、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについての討論を行います。

6番 佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて、反対討論を行います。

当初の説明では、市道②2644号線流末排水整備工事第2工区、工期末の降雨により施工に遅延が生じ、工期を延長する必要があったとしていました。私は、本会議の質問で、工期内で完了した第1工区との違いについてたどりましたが、明確なる答弁を得られませんでした。違いのわかる資料の提出を求めました。しかし、その資料には、内容の羅列があっても工事の中身については全く説明がされず、1工区との違いについて最後のほうに、「しかし、湿地帯であることや3月下旬の降雨により地盤が乾くことなく工程に遅延が生じた」と書かれています。

産業建設委員会でも、栗山議員が市当局の対応について工事工程のおくれや仮設用道路の設計の有無、そして繰越明許の必要性に疑問を投げかけておりました。この会議を読む限りでは、市当局の設計に問題があったのではないかと思います。

現場が水田で、降雨や湧水により水量が多く地盤が軟弱とありますが、現地調査を綿密に実施すれば、設計前にわかることではないでしょうか。土木工事に詳しい方に聞きましたら、最初から水田、湧水、軟弱地盤とわかっていながら、素掘側溝の設計、機械も入れない、当然材料も運搬できないとしたら施工に支障を来す、それがわかっていながら、なぜ敷き鉄板等の仮設を最初から設計書に入れられないのか。鹿洋建設が工期おくれを出したというのが、全体の工事の流れからは

一概にそうとも言えないと語っておりました。そしてまた、仮設道路に関しては、別発注とすべきではなかったとも指摘しております。

私は、工期を遵守することは、請け負う業者としては当然だと考えますが、適切な役所の発注が前提とならなければ、業者としては請け負けてしまいます。今回の専決処分について、納得できる答弁及び資料は得られませんでした。おっつけ的な点が数多く見られ、市当局に問題があると考えますので、同意はできません。つけ加えて言うならば、これまで一般質問でも提言しておりますが、土木建築に詳しい専門家、技術者を公募し、発注側市当局の能力アップを図るべきだと考えます。

以上、討論といたします。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

18番 栗山千勝君。

[18番 栗山千勝君登壇]

○18番（栗山千勝君）

反対討論をいたします。

この承認第2号の件ですが、一般質問でも質問しております。うちのほうの委員会でも質問しております。やはり、一番問題なのは役所のほう。1カ月間全く作業せず、2回にわたって担当のほうから文書で指導しているそうです。そういう中で作業が進んでいっている。だれもが終わらないんじゃないかと、これ心配しておったわけですよ。

3月31日、私も関心持っていましたから、この工事は完了検査、竣工検査は終わったのかと土木部長に聞いたら終わりましたと。担当職員は3月31日に、工事の仮設道路については設計外なんだとはっきり言っているんです。その後になって確認しました、この議会中に。土木部長、土木課長、道路整備課長ですか。設計外だと確かに言いましたと言っているんですよ。

さらに、この問題が、圓城寺議員もこれ確認をとっている。うちの副委員長も確認をとっている。総務委員長さんも確認とって、完了検査は終わっていると。これもはっきりしているんです。よりにもよって4月2日になって、副市長の権限でもって繰越明許させた。繰越明許はさかのぼって出したらどういうことになるのか。明らかにこれは事故繰越し。行政は何やっているのか。危機管理が全くなっていない。

余談な話になりますが、二、三日前に秘書課長のところへ、市長にちょっと用があるんだけど連絡とってくれないかと。連絡とれませんかと言うんですね。災害のとき、市長はいつ何どきでも連絡とれるようにしておかなきゃどうなるのか。これは問題ですよ。そういうものが、随所で見えてくる。今度の問題も副市長の権限でもって繰越明許させた。設計外の仕事は、業者の責任で仮設道路は直せばいいんですからね。ところが、この設計外の仕事が今度は設計内に入ってきちゃった。全くやっていることが漫画なんですよ。土木部長も課長も設計外と私に言っていて、31日に担当も設計外なんだから理解してくれ、わかりましたよと。4月2日になったら、今度は

設計内に入ってきちゃった。私は、こういう行政運営の体質に対しても怒りを覚えます。そういう観点から私は反対といたします。

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより承認第2号の採決を行います。

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長の報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

よって、承認第2号は委員長の報告のとおり承認されました。

---

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第33号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第33号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第34号 かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第34号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第35号 かすみがうら市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第35号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第36号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第36号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第37号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第37号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第38号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第38号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第39号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第39号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第40号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）の討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第40号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第41号 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の取得についての討論を行います。

6番 佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第41号 災害対応特殊水槽付消防自動車の取得について反対討論を行います。

私は、本会議の質疑で指名競争入札のあり方について問い、もっと広く指名業者をふやす、それができなければ一般競争入札にすべきではないかと述べ、今回の入札結果は第2回目での落札になっているが、落札率は99.68%で100%に近い、談合の実態の一つの形態である1位不動の原則が働いていると指摘しました。これまで私は、公正取引委員会が落札価格の推移から入札談合の可能性を注視すると指摘していることについて、何度も述べてまいりました。

総務部長は、指名業者は県内に本店、支店の営業所を有する地域条件をつけ、消防自動車の納入実績があるということを踏まえて、今回4社を選考委員会の中で決定したと言います。しかし、平成17年度からこれまで納入実績のある業者は、今回落札受注した有限会社鈴機だけではないでしょうか。業者選考委員会のあり方が問われております。これでは官製談合だと疑われても仕方ありません。

総務部長はまた、私の、談合の一つの形態である1位不動の原則が働いているのではないかとこの指摘について、まともに検証もせず、ここ何件かは鈴機だが、結果としてそうなったということだ、適切な入札がされていると考えると答え、この1位不動の原則については答弁を避けました。そして、高い落札結果は私どもは関係しておりませんとも述べました。私は、平成17年度以前の旧千代田町時代の入札結果を調べるように求めておりますが、恐らくこれまでも落札業者は有限会社鈴機だったのではないのでしょうか。もしそうであれば、ゆゆしい問題だと思います。いずれにしても、今回の議案に反対するとともに、指名競争入札ではなく一般競争入札によって広く公募入札すべきだと考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第41号の採決を行います。

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

よって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時01分

再 開 午後 3時22分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第 2 平成21年請願第7号及び平成21年請願第8号

○議長（桂木庸雄君）

日程第2、平成21年請願第7号 請願書八ッ場ダム中止問題について及び平成21年請願第8号 請願書八ッ場ダム中止問題についてを、かすみがうら市議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議題につきましては、産業建設委員会に付託をしております。これより、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 中根光男君。

[産業建設委員会委員長 中根光男君登壇]

○産業建設委員会委員長（中根光男君）

産業建設委員会委員長報告を行います。

平成22年かすみがうら市議会産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、継続となっております平成21年請願第7号 請願書八ッ場ダム中止問題について及び平成21年請願第8号 請願書八ッ場ダム中止問題についてを、6月8日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査の結果ですが、平成21年請願第7号及び平成21年請願第8号ともに不採択すべきものと決定いたしました。

審査の経過並びに概要については、別紙委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で、産業建設委員会委員長報告を終わります。



○議長（桂木庸雄君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

質疑なしと認めます。

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、平成21年請願第7号の討論を行います。

本請願に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、本請願については賛成の討論から行います。

賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

請願第7号 八ッ場ダム中止問題について、賛成の立場で討論に参加をいたします。

産業建設委員会においては、慎重なる審議をいただきありがとうございました。しかし、請願の趣旨について十分にご理解を得られず不採択となったことは、極めて残念であります。今年の8月30日、国民は自民党政治に退場の審判を下し、政権交代を実現しました。そこに示された国民の意思は、憲法で保障された国民の福祉を求めるものであり、土建国家からの転換でした。新政権は「コンクリートから人へ」を掲げ、前原国交省大臣は八ッ場ダムの中止、霞ヶ浦導水、南摩ダムの見直しを言明いたしました。私は、新しい国づくりの方向が示されたと思いました。

八ッ場ダムの治水に関して、去る3月16日、衆議院国土交通委員会で重大な発言が飛び出しました。テーマを八ッ場ダムに絞った同委員会は、参考人を招致して行われました。八ッ場ダム推進であった虫明功臣東大名誉教授、この方は、利根川の基本高水2万2000トンを決めた平成17年9月の河川整備基本方針検討小委員会の委員であり、国土交通省社会資本整備審議会河川分科会会長という、八ッ場ダム推進側の重鎮であった人です。この方が、基本高水2万2000トンは過大だったと、こう証言したんです。元建設省の河川官僚の松浦東洋大教授も、キャサリン台風の直後で毎秒1万7000トンと評価されながら、昭和55年計画で2万2000トンというこの約3割もなぜ増大したのか、私は非常に疑問を持っていますと述べ、高度経済成長時代の手法から脱却して、治水計画では実際に生じた洪水ベース、利根川の場合は昭和22年の洪水ベースに、八斗島での毎秒1万7000トンの計画で行うべきだと考えております、こう発言をしております。

八ッ場ダム建設の治水対策としての根拠が崩れたと言えるわけであります。利水においては、受益者である下流6都県の水余りは日量600万トンを超え、茨城県においては余剰工業用水を加えると80万トンもの水余り状況となっています。つまり、環境を破壊し、治水も利水も意味を失った八ッ場ダムは要らないということであります。八ッ場ダム中止は、茨城県民にとっては大きな意義があります。茨城県は国が進めてきたダム建設のすべてに参加し、県民1人当たりの負債額は起債利子込みで6万4210円と断トツに高いのであります。これらの水源開発事業が、県財政の赤字と高い水道料金となってはね返ってくるわけであります。

県企業局は、昨年11月20日、八ッ場ダム中止の場合は県の負担金、これは国庫補助金を除いた

ものでありますが、この県の補助金と借金の利子の返還を国に求めると発言しております。私たち日本共産党の地方議員団は、返還分は値下げに活用すべきだと求めましたが、中止と推進では、県の水道料金は大幅に違ってくるのであります。加えて、代替地が危ないんです。川原湯地区の住民が移る打越代替地はV字形の吾妻溪谷の斜面につくられます。山を削り、幾筋もの谷を埋め、谷底から100メートルもの斜面を岩盤で積むというロックフィル工法で支えます。その一つの例ですが、30メートルもの盛土した宅地が一体どこにありますか。そこに住めるんでしょうかということであります。さらに、耐震偽装も発覚しております。

不要なダム計画の推進で地元を半世紀以上も苦しめてきた国と群馬県、さらにダム計画を後押しし続けてきた下流都県の責任が問われています。何よりも大事なことは、地元住民の意向に基づいて生活再建、地域振興の計画が策定されなければなりません。そのためには、地元住民の合意形成が必須条件であることが法律に明記される必要があると私は考えます。

以上、八ッ場ダム中止について端的に述べましたが、何よりも問題なのは、八ッ場ダム建設予定地が脆弱な岩盤であるということであります。建設されれば、将来にわたって地すべりと崩壊の危険性が内包されるわけであります。私は、このような危険きわまりない不要な八ッ場ダムは中止すべきだと考え、請願に賛成するものであります。議員諸兄の賛同をお願いいたしまして、討論といたします。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

本請願は異議がございませんので、起立により採決を行います。

平成21年請願第7号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立少数であります。

よって、平成21年請願第7号は不採択と決定いたしました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時33分

再 開 午後 3時34分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続いて会議を開きます。大変失礼をしました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、平成21年請願第8号の討論を行います。  
本請願に対する委員長の報告は不採択であります。  
よって、本請願については賛成の討論から行います。  
賛成討論の通告がありますので、発言を許します。  
6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

請願第7号と同趣旨でございます。基本的には、八ッ場ダムは利水にも治水にも全く役に立たない、無駄使いの公共事業の典型であります。そして、建設によってこのダムの危険性はさらに増幅されると私は考えております。そして、この請願には、地元住民への生活再建ということもしっかりと書いてありますので、採択すべきだというふうに思います。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

本請願は異議がございますので、起立により採決を行います。

平成21年請願第8号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立少数であります。

よって、平成21年請願第8号は不採択と決定いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時35分

---

再 開 午後 3時36分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、市長から議案第42号 下稲吉中学校校舎耐震補強工事請負契約の締結についてが提出されました。

お諮りいたします。

直ちにこれを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第42号を追加日程第1として日程の順序を変更し、議題とすることに決定いたしました。

議案の配付をお願いいたします。

[議案配付]

---

追加日程第 1 議案第 4 2 号 下稲吉中学校校舎耐震補強工事請負契約の締結について

○議長（桂木庸雄君）

追加日程第1、議案第42号 下稲吉中学校校舎耐震補強工事請負契約の締結についてを議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程となりました議案第42号 下稲吉中学校校舎耐震補強工事請負契約についての提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、平成22年6月10日に一般競争入札を実施いたしました下稲吉中学校校舎の耐震補強工事の請負契約を締結するため、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以上ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

これより質疑を行います。

19番 山内庄兵衛君。

○19番（山内庄兵衛君）

青写真や何かはありますか。それを提出してもらったほうが、どういうふうにするんだかこう、わからないでしょう。ただ2億6000万と出ても、大体、おおよそでいいですけども。その提出をお願いします。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育部長（横瀬典生君）

工事の内容のというようなお話だと思いますが……

[山内議員「仕様書」と呼ぶ]

○教育部長（横瀬典生君）

仕様のお話でございますか。

[山内議員「いや、どういうふうにして設計ができて、補強の仕方」と呼ぶ]

○教育部長（横瀬典生君）

前回の全協でご説明をさせていただいたことですが、再度概略を申し上げますと、下稲吉中学校の南側及び北側につきまして、補強の対応をするというものでございます。それはユ

ニットのフレーム工法を使います。そして、たまたまあの学校にはベランダがございますので、ベランダの前面、ベランダを壊さないようにして補強の枠を、2次製品のコンクリート製の枠を入れまして、その枠の中にいわゆる筋交い、これを鋼鉄製のもので入れるというような補強をするものでございます。平たく申し上げますとそういうようなことでございます。それを、前面南側と北側に施工をするものでございます。それが主たる内容でございまして、それと含めまして塗装工事を行うという、そういうのが主たる工事でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第42号につきましては、かすみがうら市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次いで、議案第42号の討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第42号の採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 3 閉会中の所管事務調査について

○議長（桂木庸雄君）

日程第3、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員長より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

○議長（桂木庸雄君）

これにて、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

それでは、これもちまして平成22年かすみがうら市議会第2回定例会を閉会いたします。  
会期18日間にわたる慎重なご審議、まことにご苦労さまでした。

閉 会 午後3時43分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 桂 木 庸 雄

かすみがうら市議会議員 石 井 幸 雄

かすみがうら市議会議員 矢 口 龍 人

かすみがうら市議会議員 和 田 正 美